

議案第四五號

職員の分限に關する手續及び効果に關する條例制定についで

職員の分限に關する手續及び效果に關する條例を次のように定める

昭和二十八年十二月二十六日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和廿八年十二月廿八日

議長 天野 廉二



三朝町條例第

第

職員の分限に関する手續及び効果に関する條例

(この條例の目的)

第一條 この條例は地方公務員法(昭和二十五年法律第三百六十一號以下)と(いう)第三十八條

第三項の規定に基き職員の竟に反する降任免職及び休職の手續及び効果に関する規定することを目的とする

(降任免職及び休職の手續)

第二條 任命権者は法律第二十八條第一項第二號の規定に該当するものとして職員を降任

し若しくは免職する場合又は同條第二項第一號の規定に該当するものとして職員を休

職する場合においては医師一名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならぬ

乙 職員の竟に反する降任若しくは免職又は休職の趣旨はその旨を記載した書面を

当該職員に交付して行わなければならない

(休職の効果)

第三條 法第二十八條第三項第一號の規定に該当する場合における休職の期間は二年を

こえなければ範圍内において休養を要する程度に處し個々の場合について任命権者が

定める

2. 任命権者は前項の規定による休職の期間中であっても、その事項が消滅

したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3. 去条二十八条及三項條三十一の規定に該当する場合における休職の期間は、

当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第四條

休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2. 休職者の休職中の給与については三朝町職員の給与に關する條例の定めるところによる。

(二)の條例の實施に關し必要な事項は、三朝町規則で定める。

附 則

(一)の條例は公布の日から施行する。